

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	長期優良住宅建築等計画の認定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 2 条第 3 項、第 5 条、第 6 条第 1 項 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令第 1 条、第 2 条、第 3 条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第 4 条、第 5 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1. 所管行政庁は、法第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請があった場合において、申請に係る計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる（法第 6 条第 1 項）。</p> <p>(1) 建築をしようとする住宅の構造及び設備が長期使用構造等であること。</p> <p>(2) 建築をしようとする住宅の規模が国土交通省令で定める規模（下記 2）以上であること。</p> <p>(3) 建築をしようとする住宅が良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること。</p> <p>(4) 法第 5 条第 1 項又は第 2 項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>① 建築後の住宅の維持保全の方法が当該住宅を長期にわたり良好な状態で使用するために誘導すべき国土交通省令で定める基準（下記 3）に適合するものであること。</p> <p>② 建築後の住宅の維持保全の期間が 30 年以上であること。</p> <p>③ 資金計画が当該住宅の建築及び維持保全を確実に遂行するため適切なものであること。</p> <p>(5) 法第 5 条第 3 項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>① 建築後の住宅の維持保全の方法の概要が当該住宅を 30 年以上にわたり良好な状態で使用するため適切なものであること。</p> <p>② 資金計画が当該住宅の建築を確実に遂行するため適切なものであること。</p> <p>(6) その他国土交通大臣が定める「長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針」に定める長期優良住宅建築等計画の認定に関する基本的事項に照らして適切なものであること。</p> <p>2. 1 の (2) の国土交通省令で定める規模は、次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれに定める面積とする。ただし、住戸の少なくとも一の階の床面積（階段部分の面積を除く。）が 40 平方メートル以上であるものとする（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第 4 条）。</p>

	<p>(1) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。） 床面積の合計が75平方メートル（地域の実情を勘案して所管行政庁が55平方メートルを下回らない範囲内で別に面積を定める場合には、その面積）</p> <p>(2) 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅 一戸の床面積の合計（共用部分の床面積を除く。）が55平方メートル（地域の実情を勘案して所管行政庁が40平方メートルを下回らない範囲内で別に面積を定める場合には、その面積）</p> <p>3. 1の(4)の①の国土交通省令で定める基準は、法第2条第3項各号及び政令第1条から第3条までに掲げる住宅の部分及び設備（下記(1)～(3)）について、「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準」（平成21年国土交通省告示第209号）第4により点検の時期及び内容が長期優良住宅建築等計画に定められていることとする（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第5条）。</p> <p>(1) 住宅の基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）で、当該住宅の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるもの（法第2条第3項第1号、政令第1条）</p> <p>(2) 住宅の屋根若しくは外壁又はこれらの開口部に設ける戸、枠その他の建具（法第2条第3項第2号、政令第2条）</p> <p>(3) 住宅に設ける給水又は排水のための配管設備（法第2条第3項第3号、政令第3条）</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 90日
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 1 項

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 2 条第 3 項、第 5 条、第 6 条第 1 項、第 8 条</p> <p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令第 1 条、第 2 条、第 3 条</p> <p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第 4 条、第 5 条</p>
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1. 所管行政庁は、認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の申請があった場合において、申請に係る計画の変更が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、変更の認定をすることができる（法第 8 条第 2 項により法第 6 条第 1 項を準用）。</p> <p>(1) 建築をしようとする住宅の構造及び設備が長期使用構造等であること。</p> <p>(2) 建築をしようとする住宅の規模が国土交通省令で定める規模（下記 2）以上であること。</p> <p>(3) 建築をしようとする住宅が良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること。</p> <p>(4) 法第 5 条第 1 項又は第 2 項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>① 建築後の住宅の維持保全の方法が当該住宅を長期にわたり良好な状態で使用するために誘導すべき国土交通省令で定める基準（下記 3）に適合するものであること。</p> <p>② 建築後の住宅の維持保全の期間が 30 年以上であること。</p> <p>③ 資金計画が当該住宅の建築及び維持保全を確実に遂行するため適切なものであること。</p> <p>(5) 法第 5 条第 3 項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>① 建築後の住宅の維持保全の方法の概要が当該住宅を 30 年以上にわたり良好な状態で使用するため適切なものであること。</p> <p>② 資金計画が当該住宅の建築を確実に遂行するため適切なものであること。</p> <p>(6) その他国土交通大臣が定める「長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針」に定める長期優良住宅建築等計画の認定に関する基本的事項に照らして適切なものであること。</p> <p>2. 1 の(2)の国土交通省令で定める規模は、次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれに定める面積とする。ただし、住戸の少なくとも一の階の床面積（階段部分</p>

	<p>の面積を除く。)が40平方メートル以上であるものとする(長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第4条)。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。) 床面積の合計が75平方メートル(地域の実情を勘案して所管行政庁が55平方メートルを下回らない範囲内で別に面積を定める場合には、その面積)</p> <p>(2) 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅 一戸の床面積の合計(共用部分の床面積を除く。)が55平方メートル(地域の実情を勘案して所管行政庁が40平方メートルを下回らない範囲内で別に面積を定める場合には、その面積)</p> <p>3. 1の(4)の①の国土交通省令で定める基準は、法第2条第3項各号及び政令第1条から第3条までに掲げる住宅の部分及び設備(下記(1)～(3))について、「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準」(平成21年国土交通省告示第209号)第4により点検の時期及び内容が長期優良住宅建築等計画に定められていることとする(長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第5条)。</p> <p>(1) 住宅の基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材(筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。)、床版、屋根版又は横架材(はり、けたその他これらに類するものをいう。))で、当該住宅の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるもの(法第2条第3項第1号、政令第1条)</p> <p>(2) 住宅の屋根若しくは外壁又はこれらの開口部に設ける戸、枠その他の建具(法第2条第3項第2号、政令第2条)</p> <p>(3) 住宅に設ける給水又は排水のための配管設備(法第2条第3項第3号、政令第3条)</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p><input type="checkbox"/>設定 <input checked="" type="checkbox"/>未設定</p> <p>過去に申請実績がなく、又は稀であって、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である。</p>
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 9 条第 1 項

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 2 条第 3 項、第 5 条、第 6 条第 1 項、第 8 条、第 9 条</p> <p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令第 1 条、第 2 条、第 3 条</p> <p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第 4 条、第 5 条</p>
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1. 所管行政庁は、認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の申請があった場合において、申請に係る計画の変更が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、変更の認定をすることができる（法第 9 条第 2 項により法第 8 条第 2 項が準用する法第 6 条第 1 項を適用。適用に当たっては法第 5 条第 2 項の規定による変更の認定の申請とみなされる）。</p> <p>(1) 建築をしようとする住宅の構造及び設備が長期使用構造等であること。</p> <p>(2) 建築をしようとする住宅の規模が国土交通省令で定める規模（下記 2）以上であること。</p> <p>(3) 建築をしようとする住宅が良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること。</p> <p>(4) 法第 5 条第 1 項又は第 2 項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあつては、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>① 建築後の住宅の維持保全の方法が当該住宅を長期にわたり良好な状態で使用するために誘導すべき国土交通省令で定める基準（下記 3）に適合するものであること。</p> <p>② 建築後の住宅の維持保全の期間が 30 年以上であること。</p> <p>③ 資金計画が当該住宅の建築及び維持保全を確実に遂行するため適切なものであること。</p> <p>(5) その他国土交通大臣が定める「長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針」に定める長期優良住宅建築等計画の認定に関する基本的事項に照らして適切なものであること。</p> <p>2. 1 の (2) の国土交通省令で定める規模は、次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれに定める面積とする。ただし、住戸の少なくとも一の階の床面積（階段部分の面積を除く。）が 40 平方メートル以上であるものとする（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第 4 条）。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。） 床面積の合計が 75 平方メートル（地域の実情を勘案して</p>

	<p>所管行政庁が55平方メートルを下回らない範囲内で別に面積を定める場合には、その面積)</p> <p>(2) 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅 一戸の床面積の合計（共用部分の床面積を除く。）が55平方メートル（地域の実情を勘案して所管行政庁が40平方メートルを下回らない範囲内で別に面積を定める場合には、その面積)</p> <p>3. 1の(4)の①の国土交通省令で定める基準は、法第2条第3項各号及び政令第1条から第3条までに掲げる住宅の部分及び設備（下記(1)～(3)）について、「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準」（平成21年国土交通省告示第209号）第4により点検の時期及び内容が長期優良住宅建築等計画に定められていることとする（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第5条）。</p> <p>(1) 住宅の基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）で、当該住宅の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるもの（法第2条第3項第1号、政令第1条）</p> <p>(2) 住宅の屋根若しくは外壁又はこれらの開口部に設ける戸、枠その他の建具（法第2条第3項第2号、政令第2条）</p> <p>(3) 住宅に設ける給水又は排水のための配管設備（法第2条第3項第3号、政令第3条）</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p><input type="checkbox"/>設定 <input checked="" type="checkbox"/>未設定</p> <p>過去に申請実績がなく、又は稀であって、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である。</p>
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	地位承継の承認
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 10 条

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 10 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 次に掲げる者は、所管行政庁の承認を受けて、計画の認定を受けた者（以下「認定計画実施者」という。）が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。 (1) 認定計画実施者の一般承継人 (2) 認定計画実施者から、認定長期優良住宅建築等計画に基づき建築及び維持保全が行われ、又は行われた住宅（当該認定長期優良住宅建築等計画に記載された法第 5 条第 4 項第 4 号イ（法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する建築後の住宅の維持保全の期間が経過したものを除く。以下「認定長期優良住宅」という。）の所有権その他当該認定長期優良住宅の建築及び維持保全に必要な権原を取得した者
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 過去に申請実績がなく、又は稀であって、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である。
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日